介護予防訪問看護・訪問看護・指定訪問看護

（契約書別紙　兼　重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１　事業所の概要

事業所の名称	新潟白根総合病院 訪問看護ステーション	法人名	白根保健生活協同組合
所　在　地	新潟市南区上下諏訪木 770 番地 1	電話番号	０２５－３７２－２１９４
指定年月日	平成 26 年 5 月 28 日　（介護保険事業所番号：1560190355）		
訪問スタッフ	２．５人以上（看護師 2.5 人以上・ﾘﾊﾋﾞﾘｽﾀｯﾌ必要数）		
営　業　日	土曜日、日曜日、国民の祝休日（振替休日も含む）、 年末年始（１２月３０日午後から１月３日）、８月１５日を除く日		
営業時間	午前８時３０分から午後５時（ただし、常時２４時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備）		
通常の事業の実施地域	新潟市南区、新潟市秋葉区、新潟市西蒲区の一部		

※リハビリスタッフとは理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のいずれか

２　提供するサービスの内容

① あなたに提供するサービスの内容は、**介護予防訪問看護・訪問看護・指定訪問看護（これ以降「訪問看護」と略します）**です。

訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、そのお宅を訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復（及び向上）を図るサービスです。

【業務取扱い方針】

① あなたの心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、居宅介護支援事業者の作成する「居宅サービス計画」と、わたしたちの作成する「（介護予防）訪問看護計画」に従い、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるよう、訪問看護を提供します。（ただし、医療保険による指定訪問看護の場合は、この限りではありません）

② 訪問看護の提供の開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。

③ わたしたちは、（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を必ず作成し、これを主治医へ提出し、主治医の指示を受けることとします。

3　担当の訪問看護師

あなたを担当する訪問看護師及びリハビリスタッフ、その管理責任者は次の者です。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護師		連 絡 先	０２５－３７２－２１９４
リハビリスタッフ		連 絡 先	０２５－３７２－２１９４
管理責任者	長谷川　恭子　（資格：看護師）	連 絡 先	０２５－３７２－２１９４

4　利用料金

あなたが訪問看護を利用した場合にお支払い頂く利用者負担金は、『重要事項説明書【別紙】』の通りです。

5　訪問のキャンセル

① **あなたの都合**により**サービスの利用を中止（キャンセル）**する場合は、お手数ですが次の連絡先までご連絡ください。　**連絡先（電話番号）：　０２５－３７２－２１９４**

② 利用予定日の直前にキャンセルする場合は、次のキャンセル料を頂きます。ただし、**あなたの体調の急変など緊急やむを得ない理由により利用を中止する場合は、キャンセル料は頂きません。**

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の５０％の額
利用予定日の当日	利用負担金の１００％の額

6　緊急時における対応方法

サービスの提供中に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等必要な措置を講じます。

7　事故発生時などの対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8　災害発生時の対応に関する事項

災害発生時は、関係機関からの情報や被害情報を把握し安全を確認した上で、利用者の安全確認、避難誘導の促し、主治医や関係機関との連携など必要な支援に努めます。

ただし、その規模や被害状況により、通常の業務を行えない場合があります。気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険と判断した場合は、業務を行わない場合があります。また、災害の状況によっては、訪問先から訪問看護職員を避難させることがあります。

9　苦情相談窓口

① 当事業所が提供するサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で受け付けます。

窓口設置場所	新潟白根総合病院訪問看護ステーション
責任者	長谷川　恭子
連絡先（電話番号）	０２５－３７２－２１９４

② 当事業所に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先（電話番号）
新潟市南区役所 健康福祉課高齢介護係	０２５－３２３－１０００（内線６３３９） ０２５－３７２－６３３９
新潟県国民健康保険団体連合会	０２５－２８５－３０２２

10　虐待の防止のための取組について

① 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

（虐待防止に関する責任者）　　長谷川　恭子

② 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。

③ 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

11　身体拘束に関する事項

① サービスの提供に当たっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性のすべてを満たす場合）を除き、身体拘束を行いません。

② 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を十分に利用者及び家族と話し合い、話し合いの内容及び実施内容を記録に残します。

③ 利用者本人と家族にとってより居心地のよい環境・ケアについて話し合い、本人たちより身体的拘束を希望された場合であっても、そのまま受け入れるのではなく、身体拘束以外の方法を含め対応を検討します。

12　ハラスメントの防止に関する事項

① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。

③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

13　サービスの利用に当たっての留意事項

サービスの利用に当たってあなたに注意していただきたいことは次の通りです。

① 訪問看護師等の交代を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡下さい。

② 訪問看護師等は年金の管理や金銭の取扱いはできないので、ご了解願います。

③ 訪問看護師等に対し、贈り物、飲食物の提供はお断りします。

④ 体調の変化などでサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の居宅介護支援事業者または当事業所の担当者までご連絡ください。

令和　　年　　月　　日

サービスの提供開始にあたり、上記のとおり説明しました。

（事業者）　所在地　　新潟県新潟市南区上下諏訪木７７０番地１

事業者名　　白根保健生活協同組合

代表者職・氏名　　理事長　　大矢　実

説明者職・氏名　　看護師

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します

（利　用　者）ご住所

お名前

（代　理　人）ご住所

お名前

（立　会　人）ご住所

お名前